

東大和市



東大和市の男女共同参画の取組み

東大和市では、平成2年に「東大和市婦人行動計画」を策定し、平成13年に「東大和市男女共同参画都市宣言」を行い同年に「東大和市男女共同参画計画」を策定しました。

平成17年には「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」を制定し男女共同参画の推進に取り組んできました。

「第三次東大和市男女共同参画推進計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）に基づき、60の事業に取り組んでいます。



東大和市男女共同参画都市宣言

美しい多摩湖と狭山丘陵の緑豊かな東大和市に住むわたしたちは 男女が互いの人権を尊重し 共に平等であることを基本として 性別にとらわれず あらゆる分野あらゆる環境において 一人ひとりの能力が十分発揮できる社会の実現をめざし ここに東大和市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します

- 1 わたしたちは 一人ひとりが自立し 認め合い 自分らしくいきいきと暮らせるまちをつくります
- 1 わたしたちは 性別による差別をなくし 自らの意思で社会のあらゆる分野に参画できる 魅力あるまちをつくります
- 1 わたしたちは 家事・育児・介護などの責任を共に分かち合うまちをつくります
- 1 わたしたちは 国際社会の一員として 安心して暮らせる平和なまちをつくります

平成13年2月18日



東大和市男女共同参画情報誌 No.43

はーもにい

～男女共同参画社会の実現に向けて～



男・女だけではありません
～多様な性を知ろう～

性を構成する4つの要素

①からだの性【身体的性別】

身体的な特徴や染色体などにより客観的に判断されたものです。見た目で男性・女性と判断される場合が多いですが、染色体の組み合わせなど体の違いは、目に見えるものだけではありません。

②こころの性【性自認】

自分自身が認識している性別のことです。身体の性と一致せず、自分自身の身体に違和感を持っている人や、男性でも女性でもないと感じている人もいます。

③好きになる性【性的指向】

恋愛感情や情緒的・性的な関心などの性別に向かっているかを示すものです。「異性を好きになる」「同性を好きになる」、また「性別に関係なく恋愛感情を抱く・抱かない」といったことです。

④表現する性【性表現】

服装や言葉遣い、振る舞いを自分自身がどのように表現したいかということです。必ずしも性自認と一致するとは限りません。

アラビ
ALLY (理解者・支援者) になろう

- ◎周りに性的マイノリティの人(※)がいるかもしれないと思って行動しよう。
- ◎笑いのネタにしない、差別的な言葉は使わない。
- ◎いじめや差別、偏見は人権問題です。多様な性があることを知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。
- ※「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人たち。

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。男女共同参画情報誌「はーもにい」は、男女共同参画社会実現に向けた「進めるべ」となるような男女共同参画に関する情報を発信していきます。今号では、「多様な性」についてお知らせします。▶問合せ 地域振興課・内線1716まで。

人は誰もが、その人なりの性のあり方「セクシュアリティ」をもっています。性のあり方は一人ひとりちがうものです。性について理解を深め、偏見や差別をなくし、全ての人々が尊重される社会を実現することが大切です。



4つの頭文字をとってLGBT

- L** (レズビアン) = 女性同性愛者
- G** (ゲイ) = 男性同性愛者
- B** (バイセクシュアル) = 両性愛者
- T** (トランスジェンダー) = 生まれつきの性と心の性が一致しない人

LGBT以外の性のあり方

- Q** (クエスチョニング) = 性自認や性的指向が定まっていない人、もしくは意図的に定めていない人
- X** (エックスジェンダー) = 女性でも男性でもないという認識の人
- A** (アセクシュアル) = 同性も異性も恋愛対象ではない人

これらの用語だけで全てを網羅できるものではありません。「性のあり方」はとても多様です。

ソジ
SOGI

どのような性を好きになるか、ならないかという性的指向 (Sexual Orientation) と自身の性をどのように考えるかという性自認 (Gender Identity) のアルファベットの頭文字を取った略称です。全ての人の性のあり方を人権として考えていく際に使われる言葉です。

東大和市男女共同参画情報誌

はーもにい



東大和市では、男女共同参画社会を目指し、毎年東やまと市報2月15日号※の特集ページとして男女共同参画情報誌「はーもにい」を掲載しています。

※「東大和市男女共同参画都市宣言」を行った2月に発行しています。

東大和市男女共同参画情報誌 NO.43

- 男・女だけではありません
～多様な性を知ろう～
- 東京都パートナーシップ宣誓制度

東京都パートナーシップ宣誓制度

令和4年11月1日より、LGBT等のパートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明(受理証明書を交付)する制度が始まりました。パートナーシップ関係とは、双方またはいずれか一方が性的マイノリティ(LGBT等)であり、お互いの人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人の関係のことを指します。

詳細は東京都のホームページ(下の二次元コードからアクセス)へ。





東大和市男女共同参画事業

秘密厳守
相談無料

女性のための悩みごと相談 女性のための法律相談

「女性を取り巻くさまざまな問題」の
解決に向けて…。

女性が抱える、さまざまな問題について、
女性心理カウンセラー・女性弁護士が相談に応じます。
一人で悩まず、ご相談してみませんか？

女性のための悩みごと相談

夫婦や家族関係、離婚、人間関係などの悩みに、
女性心理カウンセラーが助言をおこないます。

【相談日時】

毎月第2火曜日 午後1時30分～4時20分
(相談時間は1件につき約50分間)

※各相談日の前日までに、電話にて予約

【対象者】

市内在住の女性
(性自認が女性の男性も含む)

【相談場所】

市役所内相談室

女性のための法律相談

離婚、養育、夫婦や家族関係、ハラスメント、DV等、
法的助言が必要な問題に、女性弁護士が相談に応じます。

【相談日時】

毎月第3水曜日 午後1時30分～4時
(相談時間は1件につき約25分間)

※各相談日の前日までに、電話にて予約

問合せ・申込み 東大和市役所 地域振興課 人権・共同参画係 (3階7番窓口)

電話 042-563-2111 (内線1716)

女性のための相談

東大和市では、「女性のための法律相談」に加え、令和5年7月から、女性が抱える様々な悩みごとへの助言等を目的に、女性心理カウンセラーによる「女性のための悩みごと相談」を新たに開始しました。



啓発用カードを
作成し、
市内公共施設及
び民間事業者の
女性用トイレ
22施設49か所
に設置し周知し
ています。

東大和市公式
ホームページ

